介護医療院重要事項説明書
医療法人慶友会　城東病院介護医療院

1.　事業所の概要

事業所名	医療法人慶友会　城東病院介護医療院
所在地	山梨県甲府市城東４－１３－１５
連絡先	電話　０５５－２３３－６４１１（代表）
事業所番号	１９７０１０５１４２
管理者	院長　佐藤　仁美
入所定員	１７２名（２階　多床室５６名、従来型個室２名） （３階　多床室５２名、従来型個室４名） （４階　多床室５４名、従来型個室４名）

2.　事業所の定員・職員体制

	管理者	法令遵守 責任者	医師	看護職員	介護職員
人数	1 名	1 名	3.6 名以上	28.7 名以上	34.4 名以上
	薬剤師	管理栄養士 (栄養士含む)	理学療法士 作業療法士	介護支援専門員	栄養士
人数	1.2 名以上	2.5 名以上	各 2 名以上	2 名以上	1 名以上

3.　介護保険証等の確認

入所にあたり、ご本人の介護保険証、介護負担割合証及び医療保険証を確認させていただきます。

4.　サービスの内容

当介護医療院では長期にわたり療養が必要とされる要介護者に対し①療養上の管理　②看護　③医学的管理の下における介護等の世話および　④機能訓練等必要な医療行為を行うことにより、入所者様が各々の能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指していきます。この目的のため、入所者様に対する施設サービス計画書を医師はじめその他の関係職種の職員の協議によって作成します。作成に当たりご本人及びご家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容についてご納得の上、ご同意いただくことにいたしております。

（１）医療

介護医療院には、医師・看護職員が常勤していますので、入所者様の状態に応じて適切な医療・看護を行います。

（２）介護

施設サービス計画書に基づいて下記の介護を実施します。

着替え、食事、排せつ、入浴等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添いなど。

種類	内容
口腔衛生	○口腔の健康の保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を行います。
食事	○入所者様の身体の状況を考慮し、医師、管理栄養士、看護師等が作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を行います。 ○自立の支援に考慮し、食事は病状や身体的に問題がない限り、できるだけ離床して食べていただくように支援介助を行います。 ○機能障害をお持ちの入所者様には、一口でも多く自力で摂取していただけるよう援助を行います。
排せつ	○入所者様の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに排せつの自立についても適切な援助を行います。 ○おむつを使用せざるを得ない場合には、心身及び活動状況に適したおむつを提供し、排せつ状況を踏まえて適切に交換します。
入浴	○週2回の入浴または清拭を行います。 ○入所者様の身体の状況に応じて機会を用いての入浴となる場合があります。
離床 着替え シーツ交換	○寝たきり防止のため、積極的に離床支援を行っております。 ○下着、寝衣、パジャマ等は週2回の着替えを行います。(汚れた場合はその都度) ○シーツは週1回の交換を行います。(汚れた場合はその都度)
与薬	○医師の許可のもと、看護師の指導を受けて、介護職員が内服薬服用の介助を行う場合があります。
科学的介護推進体制	○入所者様に係る、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しています。 ○提出したデータのフィードバックを活用し、ケアの質の向上に努めます。

（3）機能訓練

食事・排せつ・歩行・移動などが機能障害によって不自由な方について、生活全体を通して一人ひとりにあった訓練を、医師、介護支援専門員、看護職員、介護職員、理学療法士・作業療法士等で話し合い実施します。

（4）生活相談

常勤の相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

（5）レクリエーション

介護医療院では生活の潤いの一環として行っております。

5. 他機関・施設との連携

地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供との密接な連携に努めています。

（1）歯科診療

協力歯科医療機関(城東歯科クリニック)がございますので、希望者は看護職員にお申し付けください。

（2）併設病院への入院

入所者様の様態変化により医療的処置が必要となった場合、併設している同法人の城東病院（医療保険適用）へ入院することも可能です。

（3）他施設の紹介

当介護医療院での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には責任をもって他の機関を紹介いたします。

6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者様のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

7. 非常災害対策

当介護医療院での利用中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入所者様の安全を最優先に適切な措置を講じられるよう消防法施行規則に従い防火管理者を置き、消防計画に基づく訓練業務の実施と日常点検の実施を行っております。

8. 利用料金

当介護医療院の利用料およびその他の費用の金額は、別紙料金表のとおりとなります。

9. 施設利用にあたっての留意事項

入所者は、医師、介護支援専門員、薬剤師、理学療法士、看護員、介護員などの指導による日課を励行し、共同療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（1）入所者は、施設の清潔、整頓、その他の衛生環境の保持のために施設に協力する。

（2）入所者、及びご家族による、暴言や暴行、威圧的な言動等の行為がある場合は、退所していただく事があります。従業者・施設への苦情は、介護支援専門員、又は患者サポート窓口をご利用ください。

10. 運営についての留意事項

（1） 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

（2） 感染症防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、感染症防止のための研修を定期的に実施しています。

（3） 感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施しています。また、定期的に業務継続計画を見直します。

（4） 適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行っています。

（５） 原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医が判断し、必要最小限の範囲で身体拘束その他の行動制限を行うことがあります。その場合には、入所者またはご家族に説明し同意を得た上、その状態及び経過等を記録します。

11. 相談、要望、苦情等の窓口

（１） 当介護医療院のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記の専用窓口までお申し出ください。

〇介護相談窓口：患者相談窓口、又は　施設ケアマネジャー

〇受付時間　　午前９：００～午後５：００

〇電話番号　　０５５－２３３－６４１１（代）

また、ご意見箱を院内に設置しております。

（２）その他、当介護医療院以外に市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に申し立てすることもできます。

〇甲府市役所　長寿介護課　　電話　０５５－２３７－５４７３

〇山梨県国民健康保険団体連合会　　電話　０５５－２３３－２１１９

年　　月　　日

介護医療院における介護サービスの提供にあたり、介護医療院入所者様に対し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地　　山梨県甲府市城４－１３－１５

事業者名　　医療法人慶友会　城東病院介護医療院　　印

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は本書面により、事業者から介護医療院における介護サービスについて重要事項の説明を受け、同意いたしました。

本人（入所者様）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

身元引受人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（入所者様とのご関係　　）

2018 年 12 月 1 日作成　2022 年　4 年 1 日改定

2019 年 3 月 1 日改定　2022 年　5 月 1 日改定

2021 年 4 月 1 日改定　2024 年 3 月 29 日改定

2025 年　6 月 1 日改定